

平成29年11月定例会 県土整備委員会（事前）

平成29年11月21日（火）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

元木委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時03分）

これより、県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の11月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①②③）

- 議案第1号 平成29年度徳島県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第9号 徳島県都市公園条例の一部改正について
- 議案第23号 徳島県日峯大神子広域公園等の指定管理者の指定について
- 議案第24号 徳島県鳴門ウチノ海総合公園等の指定管理者の指定について
- 議案第25号 徳島県富田浜第一駐車場等の指定管理者の指定について
- 議案第26号 新浜町団地県営住宅等の指定管理者の指定について
- 報告第2号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 住宅セーフティネット法の改正について（資料④）

瀬尾県土整備部長

それでは、今議会に提出を予定いたしております、県土整備部関係の案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の県土整備委員会説明資料の目次を御覧ください。

御審議いただきます案件は、まず平成29年度11月補正一般会計・特別会計予算として、歳入歳出予算及び債務負担行為でございます。

また、その他の議案等といたしまして、条例案、指定管理者の指定及び専決処分の報告についてでございます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の下から3段目、計の欄を横に御覧ください。

左から3列目の補正額欄に記載しておりますとおり今回、県土整備部合計で1億1,000万円の増額をお願いしております。

その右隣の計欄には、補正後の額を記載しており596億1,172万7,000円となっております。

また、補正額の財源につきましては右の財源内訳欄に括弧書きで記載しております。

次に、2ページをお開きください。

特別会計につきましては、今回は補正はございません。

続いて、3ページを御覧ください。

各課別の主要事項説明でございます。

都市計画課におきまして、鳴門総合運動公園球技場の改修に要する経費として、1億1,000万円の増額をお願いしております。

4ページをお開きください。

このページから5ページにかけては、債務負担行為でございます。

まず、4ページですが表の上から3段目までは後ほど御説明いたします、徳島県日峯大神子広域公園など3施設の指定管理料として、また表の最下段、住宅課の県営住宅建設事業工事請負契約につきましては建設工事における施工時期の更なる平準化を図るため、来年度事業の一部を今年度の支出を伴わずに前倒しで発注する債務負担行為、いわゆるゼロ県債を今年度から活用したいことから、それぞれ記載の額を限度とした債務負担行為を設定するものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

表の上から3段目、都市計画課の公園整備事業工事請負等契約につきましては、鳴門総合運動公園球技場の改修に伴うものでございます。

また、それ以外の契約につきましてはゼロ県債を活用したいことから、4ページの住宅課と併せ合計9億円を限度額とした債務負担行為を設定するものでございます。

6ページをお開きください。

このページからは、その他の議案等でございます。

まず、(1) 条例案でございます。

ア、徳島県都市公園条例の一部を改正する条例案につきましては、徳島県鳴門総合運動公園の武道館に冷暖房施設を新設すること等に伴い、使用料の額について所要の改正を行うとともに、都市公園法及び都市公園法施行令の一部が改正されたことに伴い、都市公園における運動施設の敷地面積の割合の上限を条例で定めるものでございます。

7ページを御覧ください。

(2) 指定管理者の指定についてでございます。

平成30年度に指定管理者を更新する施設につきまして候補者の選定を行った結果、都市計画課所管の徳島県日峯大神子広域公園などにつきましては公益財団法人徳島県建設技術センター、徳島県鳴門ウチノ海総合公園などにつきましては鳴門市、徳島県富田浜第一駐車場などにつきましては株式会社バル、住宅課所管の新浜町団地県営住宅などにつきましては徳島県住宅供給公社をそれぞれ指定管理者として指定するものでございます。

なお、選定結果等につきましては資料を提出いたしておりますので御参照ください。

8ページをお開きください。

(3) 専決処分の報告についてでございます。

このページから9ページにかけては、道路事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について記載しております。

三好市地内の県道山城東祖谷山線などで発生しました道路事故12件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立しましたので専決処分を行ったものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして1点、御報告させていただきます。

住宅セーフティネット法の改正についてでございます。

お手元の資料その3を御覧ください。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律が、10月25日に施行されました。

少子高齢化社会が進む中、高齢者のみの世帯、子育て世帯との理由により入居を断られることなく、住宅確保要配慮者に適切な住宅が供給されることが求められているところであります。

今回の改正により、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録制度が創設されたところであります。

このため、本県におきましては良質な賃貸住宅を安心して御提供できるセーフティネット住宅の登録受付を、法律の施行日である10月25日から開始したところであります。

この登録を受けることにより、一定の要件のもとに国による改修費補助を受けることができることとなります。

引き続き、福祉部局や関係民間団体等とも連携し、住宅確保要配慮者の居住の安定確保にしっかりと取り組んでまいります。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

元木委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

達田委員

今日、御説明があるかなと思って待ってたんですけどもないようですので、11月14日の新聞で大きく報道されておりました、県工事の検査予定漏えいかというような記事がありましたけれども、これは今日も知事の会見のことが記事になって出ておりますので県民の関心は高いと思うんです。それでどういうことなのか、ちょっと説明をしていただけたらと思います。

谷本県土整備政策課長

現在、県警のほう真相究明に当たっており発言は控えさせていただきたいんですけど、11月14日の新聞報道によりますと県が発注した工事を巡りまして、県の立入検査の日程を受注業者に事前に漏らしたのではないかということで、捜査を受けているという状況でございます。

達田委員

私どもも、この新聞報道の範囲内しかわからないわけなんですけれども、これを見ます

と立入検査の予定を事前にメールで伝えた疑いとか、それから立入検査は工事の現場代理人が常駐してるかどうかなど確認するため、県の担当者が抜き打ちで実施することになっているなど書かれているわけなんです。この検査というのは、どういう内容のものをどういう人が検査するものなのか、検査の中身を教えてくださいませんか。

飯田建設管理課長

施工体制調査についての中身について御質問を頂きました。

この施工体制調査でございますけれども、県土整備部では建設工事における施工技術者の設置状況あるいは下請負人の施工状況など、施工体制をより適正なものとするを目的として実施しているものでございます。対象工事は、監督する各執行機関が選定することとしておりまして、実際の調査につきましては原則立入調査を2名体制で行っているところでございます。

達田委員

検査なのか調査なのかちょっとよくわからないんですが、今の人員がきちんとおるのかというのは調べると思うんですけど、その他の項目というのは、どういう項目があって抜き打ちでというんですが、何名で、1工事につき何回その抜き打ちで調べられるのか。

飯田建設管理課長

施工体制調査は検査ではなく調査というものでございます。

先ほど申し上げましたとおり、原則2名体制で調査を行っておるところでございます。実際の調査につきましては現場代理人の常駐でありますとか、あるいは主任技術者等の専任状況それから下請負人の施工体制の確認につきまして現場調査を行っておるところでございます。ただ、具体的な頻度とか詳細な調査内容につきましては今後の調査に支障を来す恐れもございますので控えさせていただきます。と思います。

達田委員

ということは、その業者はそういう調査がありますよということは御存じで、いつされるのかわからない、それをメール等で知らされたということですよ。それで今回、知事の言葉ですと個人の意識改革が必要だと言われてるのですが、もしこの人がそういうことをやってたとしたら、その人個人の問題なんじゃないでしょうか。県土整備部としてどのように受け止めておられるんでしょうか。

飯田建設管理課長

今回の事案、まだ詳細につきましては確認中でございますし、警察のほうでも任意で事情聴取を行っているという状況でございます。

これにつきましては具体的にどうこうとコメントはできませんけれども、委員がおっしゃったように個人の問題かという点につきましては個人の問題というよりもあくまでもそういった個人の意識にかかっているということで、昨日、知事の記者会見におきまして、個人のそういった意識の持ちようが重要であるというお答えをさせていただいたもの

と理解をしております。

私どもといたしましても、この施工体制調査自体につきましては各執行機関において計画的に実施もされておりますし、また施工体制調査以外におきましても監督員が行う現場立会とか、あるいは施工中の各段階におきましてそういった確認を行っており、不備があれば現場で指導するといった対応もしているところでございます。そういった中で委員がおっしゃったように、個人の意識というものが非常に重要と考えておりますので、この点につきましては個人の意識をしっかりと持てるように、しっかりと周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

達田委員

個人の意識の問題といいましても、やっぱり組織なんですから、組織としてこういうことが起こらないようにする予防策というのがあってしかるべきだと思うわけなんですけれども、まず初めにお尋ねしたいのは、記事を見ますと契約額が3,500万円以上の県発注の工事でこういう調査を行ってるんだということなんですけれども、年間どれぐらいの調査があるわけですか。

飯田建設管理課長

施工体制調査の実施状況でございますけれども、昨年度実績で申し上げますと、実施箇所につきましては264か所でございます。

達田委員

これ2名なら2名、3名なら3名と人数が決まって一緒に行かれるんですか。

飯田建設管理課長

この立入調査につきましては原則として調査者2名体制で実施をしております。

達田委員

今回、課長補佐ということになってますけれども、課長補佐だけでなくほかにもっと上の方が行かれることもあるんですか。どういう方が行かれるんですか。

飯田建設管理課長

調査者につきましては工事現場を監督しております執行機関の長が調査者を選任するとしておるところでございます。1名以上につきましては課長若しくは課長補佐で対応をしておるところでございます。

達田委員

今年5月に発覚した、北井上西部土地改良区をめぐる土地改良法違反事件の捜査を進める中で、今回の情報漏えいの疑いが浮上したということを書かれてるんですが、ということは県工事以外にほかの工事でも関わっていたのではないかということが記事から読み取れるんですけれども、そういうことを県として調査をされていくのでしょうか。

谷本県土整備政策課長

現在、県土整備部におきましては、事実関係を中心に本人から聞き取り調査を行っている状況でございます。

達田委員

聞き取り調査を行ってこういうことが起きてはならないという立場で何らかの報告をすると、そして対応策を立てるということが必要だと思います。これまでもいろいろなことがあったと思うんですが、こういうことがあったとしてですよ、起こらないようにするための何かマニュアル的なものというのはないんでしょうか。

谷本県土整備政策課長

現在、県におきましては真相究明が最優先と考えておりますので、警察が任意捜査中であるため説明というか、それは控えさせていただきたいと考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

達田委員

質問の意味を取り違えられてるように思うんですが、こういう調査というのが行われている以上、調査する職員が守らなければならない項目、調査をしなければならない項目、こういうふうにするんですよというようなマニュアル的な文書かわかりませんが、そういうものを決めたものはないのかということなんです。

飯田建設管理課長

この施工体制調査につきましては先ほども申し上げたとおり、抜き打ち的に実施をするということとしておりまして、情報管理等につきましては細心の注意を払うなど職員間でもその重要性は共有されているものと認識をしております。それで今回、こういった報道を受けまして、その当日には事業主管課、それから東部県土整備局、各県民局県土整備部の各庁舎の工務担当の責任者、こういった者に対しまして改めて施工体制調査の適正な実施、特に日程等の情報管理でありますとか、公務員の守秘義務等につきまして周知徹底を図っているところでございます。それから以前から当課におきましても、様々な技術研修の機会も持っております。こういった機会も活用しながら職員の意識改革、意識の徹底というものを図っているところございまして、今後も対応してまいりたいと考えております。

達田委員

職員の意識の問題だということ片付けてしまいますと本当に再発防止になるのかと、県民としたら知事の言葉も非常に不思議な御答弁だと受け止めたんですが、この中で問題となる金銭のやり取りなどはなかったようだと書かれてるのですが、それだったら何でこんなことをしたのかということのも不思議に思うわけです。

県の職員というのは、私は一人一人が本当に県民のためになるいい仕事をしたいと誰も

が思っていると思うんです。ただこういうことが起きてしまうというのは、やっぱり何か背景があるんじゃないかと、それを個人的な問題だけで片付けるものなのか、そういうことで再発するというのが防止できるのかと不思議に思うんです。そのことについて県としての考え方というのを述べていただきたいと思います。

市原県土整備部副部長

今回の事案についての御質問でございます。

内容につきましてはそれぞれ担当の課長から申し上げたところではございますけれども、新聞報道によりますと、県の発注工事をめぐりまして、県の立入検査の日程を受注業者に事前に漏らしたのではないかという疑いで、今、県警のほうから任意で調査を受けているところでございます。本件につきましては現在、警察のほうで捜査中ではございますけれども、本件の事案とは別に知事も定例の記者会見で申し上げたように、我々公務員はやはり日頃から公務員としての意識それから守秘義務そういった法令遵守、そういった意識を自覚して業務に臨まないといけないというところは我々も常に自覚をしております、日頃の研修のほうでもそういったことを重ねているところでございます。いずれにいたしましても、先ほど申し上げたように案件自体につきましては現在、警察のほうで任意の調査が進められている最中ではございます。私どもといたしましては、その状況を見守りながら捜査のほうにも協力をしながら、その状況を注視いたしまして今後、適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

達田委員

こういうことが、もう二度と起きないようにしていただきたいと思いますというわけですが、私もこういう問題が起きまして、過去の議事録というのをさかのぼって調べてみたのです。といいますのは、私どもの山田議員が平成10年から平成15年ぐらいにかけて、建設業法違反事件であるとか競売入札妨害事件が非常に起きたので、何回かそういうことを質問したということがありましたので過去の議事録も調べてみました。

平成10年の議事録を見ますと、県職員が徳島地方検察庁に書類送検されたという事件があったわけなんです。これが県職員建設業法違反事件、競売入札妨害事件とかですが、県職員2人が書類送検されたという問題については、事前に県土木部の幹部にこの職員は相談をしていたのですが、不正操作に加担したのは脇町土木事務所の職員だけではなく、県土木部ぐるみであったことが明らかになったと。当時の土木部の次長とか、監理課長が相談を受けていたのです。そして土木部長はこの事実を知らなかったと言っていたそうなんです、次長が相談を受けていたのに、その報告を部長が受けていなかったというようなことが当時の議事録に書かれているのです。

そして職員が異常な圧力をかけられて、不当な要求を突きつけられていたというようなことも明らかになってきたんですよというようなことが述べられているんですが、そのときのこの質問に対する土木部長の答弁なんです、なぜ業者の言いなりになったのかということを書いておきます。この事件に関与した職員は不当な要求であるとの認識のもと必死に抵抗いたしました、当該業者から暴力団の影を感じたり、脅し同然ともいえる圧力を受けたり、更に彼らの過去の行状などから常日頃より潜在的な恐怖感を抱いており、加

えて長時間にわたる軟禁状態の中での厳しい強要を受けて、事後の土木事務所業務への影響や家族のことなども考えまして、やむなく応じてしまったものでございますとこういう答弁をしてるんですね。非常に生々しい答弁なんですけれども、現在はこういうことが行われていないとしても、やはり何らかのかたちでこういう関係ができてしまうことがあるのではないかと、それを防がないといけないのではないかと。

これを組織全体で防いでいく、そういう体制づくりを強化していくというのが非常に求められていると思うんです。昔と今とは違うというのはあると思いますけれども、現在何らかの問題があって、それが一つ間違ふとこういうことになっていくのではないかと、だからその原因を突き止めていくというのが大事なんであって、個人の意識の問題ですよというふうにそこに閉じ込めてしまいますと、なかなか再発防止ができないと私はそう思うんです。その点で県土整備部としてしっかりと認識を持たれるということが必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

市原県土整備部副部長

先ほどの答弁と繰り返しになるんですが、まず今回の事案につきましては現在、警察のほうで引き続き調査が進められておりますので、真相の究明のためにもその状況は見守りたいと考えてございます。

また県民への公表とか、そういったことにつきましては可能な限り速やかに、また広範囲に行っていくべきと私どもも考えてございますけれども、現在、事実関係を十分確認をした上で公表しないと、個人の人権の問題にもなりかねないというところがございますので御理解を賜りたいというふうに存じます。

達田委員

どちらにしましても公平な立場でやっぱり適正に事業が進んでいく、そういうことを県民は望んでおりますので、そういう体制をきちんととっていただいて、そしてしかるべきところでしかるべき報告をしていただくという方向で是非お願いをしておきたいと思いません。

そしたら議案になるんですが、今回、1億1,000万円の予算でスタジアムの芝を整備するというので、非常に遅かったかなと思うんですが、整備をしていただけということ立派なスタジアムになるんじゃないかと思うんですが、この整備をする上で芝の張り替えとかスプリンクラーとかそういうもので個々に幾らかかっていく予定なんですか。

鉾田都市計画課長

今後の発注のこともございまして、個々の内訳はお控えさせていただけたらと思っております。具体的な工事の内容につきましては芝生を調達して張り替えて、あと既存の芝を剥ぎ取りまして給排水の設備とか基盤工をし、受水槽の整備も行うものでございます。

達田委員

私どもも視察で、すばらしいスタジアムの芝の管理の様子を見せていただきましたので、それが本当にお金のかかる手間もかかる仕事なんだなということを感じて帰ったわけ

なのですが、芝は業者から買って張り替えるというのと常に何かあったら張り替えられるように県で芝のほ場を独自に持っているというような状況と、どちらが経費的に安いのかと思うんですけども、見にいったところはほ場も持っているというお話だったんですが、やっぱりできるだけ経費を安くできるような方向のほうが今後、年中芝生の管理していくわけですから、どういうふうに経費を計算されているのか、その点ちょっと教えていただけたらと思います。

鉾田都市計画課長

芝のほ場につきましてはその費用の比較等々は行ってございません。現在、ほ場につきましては鳥取県ですとか九州のほうにほ場がございます。そういった大きいところで育成させていただいて、そこから取り寄せるということが、県内でほ場を整備するよりは効率的であると思っております。

達田委員

経費については計算というのは細かくはされてないと。それはそれでいいんですが、本当に大きなチームですとか、それを誘致して来ていただくということになりますと、スタジアムの管理そのものが超一流の状況でできているというアピールがいると思うんです。そういう面で、やっぱり経費の面も見て勘案しながら一番安い方法でできるのか、良い方法でできるのかというのをいろいろ計算しながら、県民にも納得いくようなかたちで整備をしていただけたらと思います。

古川委員

先ほど部長のほうから、住宅セーフティネット法の改正について説明を頂いたんですが、これは大事でいい改正と思うんですが2点ほど教えてほしいんです。一つは、住宅確保要配慮者の中に障がい者が入ってこないんですがこのあたりどうなのか。この計画で定めるものというのは、どんな人が入ってるのかというのが1点と、この要配慮者に限定する専用住宅には補助を受けることができるということは、逆に限定しなくても登録ができるということだと思うんですが、これは限定せずに登録する人のスタンスというのはどんなスタンスで登録するのかというこの2点を教えてください。

坂部住宅課長

住宅セーフティネット法の改正につきまして御質問を頂きました。

この住宅セーフティネット法の住宅確保要配慮者につきましては法律から指定をされております。先ほど御質問がありました障がい者の方につきましては法律のほうで指定されております。

また計画のほうですがそれぞれ地方の実情に併せて設定することができるようになっておりまして、海外からの引揚者とかは指定できることとなっております。

先ほど住宅要配慮者の専用については、国のほうから直接補助を受けられますけども、特に専用までも言わなくても、そういう方の入居を拒まないという方についても登録ができるということです。その登録についてどういった方がという話ですけども、住宅を空き

家にしておくよりも使ったほうが有効であるという方々が登録されていると考えております。

古川委員

登録した人は限定はしないが、来たら拒まないということで了解しました。あと法律で規定しているから障がい者も当然入っているということですね。また地方公共団体が計画で定めることができるということで、徳島県は県か市町村かというのを聞いてなかったのですが、まだどこも決めてはないということではよろしいですか。

坂部住宅課長

地方公共団体につきましては県又は市町村どちらでも対応できます。ただ県内についてはまだ定めておりません。

古川委員

これ本当に空き家対策というのも徳島県はすごく多いので進めなければいけないので、県のほうも言われてますし、また高齢者、障がい者の方、なかなか住宅を確保しにくいというのは本当に現状ありますので、周知も含めてしっかりと進めていっていただきたい。また全国調査して徳島県がかなり下のほうとならないように、しっかりとやっていっていただきたいなと思います。

元木委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（13時39分）